

## 「五島市ふるさと大使」設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、五島市が委嘱する「五島市ふるさと大使」(以下「ふるさと大使」という。)に関して必要なことを定める。

### (委嘱)

第2条 ふるさと大使は、本市の魅力を市の内外に発信することが期待される者で、次の各号いずれかに該当する者のうちから、副市長、総務企画部長、政策企画課長及び文化観光課長により事前協議し、本人の同意を得て、市長が委嘱する。

(1) 本市の出身又は本市にゆかりのある者で経済、教育、科学、情報発信、文化、芸術、スポーツ、芸能等のいずれかの分野において活躍している者

(2) 前号に掲げる者のほか、本市のイメージアップに寄与する者

(3) その他市長が必要と認める者

2 委嘱時期は、随時とする。

3 ふるさと大使に対し、委嘱状を発行する。

### (任期)

第3条 ふるさと大使の任期は、委嘱から3年以内とする。

### (大使の役割)

第4条 ふるさと大使は、必要に応じて次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 日常の活動において本市の魅力を多くの人に伝えること。

(2) 本市に有益な情報の収集及び提供並びに助言を行うこと。

(3) その他市長が必要と認めること。

### (五島市の役割)

第5条 五島市は、ふるさと大使に次のものを提供する。

(1) 五島市の情報

(2) 宣伝活動用名刺

(3) 五島市の宣伝に必要なパンフレット等

### (解嘱)

第6条 市長は、ふるさと大使が次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解嘱することができる。

(1) ふるさと大使から辞任の申出があったとき。

(2) ふるさと大使としてふさわしくない行為のあったとき。

### (その他)

第7条 上記のほかに必要なことは、別に定める。

(令和3年9月15日決裁・改正)

(令和5年6月28日決裁・改正)